

委任状について

	事 項	内 容
証 明 書 交 付 申 請 に 関 する	住民票の写し	本人または同一世帯以外の方は委任状が必要です。 また、除票や改製原住民票については、本人以外の方が申請する場合、委任状が必要です。
	戸籍の全部・個人事項 証明書 (戸籍謄本・抄本)	本人、配偶者または直系親族以外の方は、委任状が必要です。 また、本人、配偶者または直系親族以外の方は、請求者の住所、氏名と使用目的を申請書に明記してください。
	改製原戸籍・除籍	本人、配偶者または直系親族以外の方は、委任状が必要です。 また、本人、配偶者または直系親族以外の方は、請求者の住所、氏名と使用目的を申請書に明記してください。
	戸籍の附票	本人、配偶者または直系親族以外の方は、委任状が必要になります。
	身分証明書	本人および親権者（未成年の場合）以外の方は、委任状が必要です。 また、本人、配偶者または直系親族以外の方は、請求者の住所、氏名と使用目的を申請書に明記してください。
	印鑑登録証明書	<u>委任状は不要</u> ですが、必要な方の印鑑登録証（カード）を必ずご持参ください。申請者及び印鑑登録者の住所、氏名、生年月日は正確に記入していただいたことで委任されているとみなします。
異 動 に 関 する	転入届	本人及び三島市で同一世帯になる方以外の方が届出される場合には、委任状が必要となります。
	転出届	本人及び三島市で同一世帯以外の方が届出される場合には、委任状が必要となります。
	転居届	本人及び同一世帯以外の方が届出される場合には、委任状が必要となります。
	世帯分離・世帯合併・ 世帯主変更	本人及び同一世帯以外の方が届出される場合には、委任状が必要となります。

※ 窓口に来た方（代理人）の本人確認を行いますので、次の書類をご持参ください。

運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポートなど公的機関発行の顔写真付き身分証明書のうち1点、
または、健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳、社員証、学生証など氏名の分かるもののうち2点。

※ 土曜サービスコーナーでは、委任状の取扱いはできませんのでご注意ください。